

# 皆さんへのお願い 消防水利施設付近は駐車禁止です！



皆さんは、「消火栓」や「防火水槽」をご存じですか？これらは、消火活動に必要な水源を確保し、皆さんの命や財産を火災による被害から守ために必要な消防水利施設です。火災時に、消防部隊が迅速な消火活動を行うために使用する施設であり、一般の方が利用するものではありません。

「消火栓」や「防火水槽」の設置場所は、道路上や歩道上、公園の敷地内など様々で、消防職員により、定期的に付近に障害物がないか、火災の際に使用できる状態にあるか点検しています。

しかし、定期点検を実施した時に問題がなくても、火災の際に消防水利施設周辺に障害物があると、一刻を争う消火活動に支障をきたす恐れがあるため、道路交通法第45条第1項により、消防水利施設周辺は、駐車が禁止されています。

皆さんの命や財産を火災から保護するために、消防水利施設周辺に駐車しないよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

学校のプールも  
水利施設なんだね



道路交通法で駐車を禁止している場所（道路交通法第45条第1項）

- 1 消火栓から5メートル以内の部分
- 2 防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- 3 防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 4 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分
- 5 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

○ 使用可能

× 使用不能



お問い合わせ先  
小田原市消防本部 警防計画課 装備係  
TEL：0465-49-4449

